

伊予市超高速ブロードバンド整備事業の整備事業者  
選定に係る仕様書

伊予市  
令和4年1月

# 1 事業名

伊予市超高速ブロードバンド整備事業

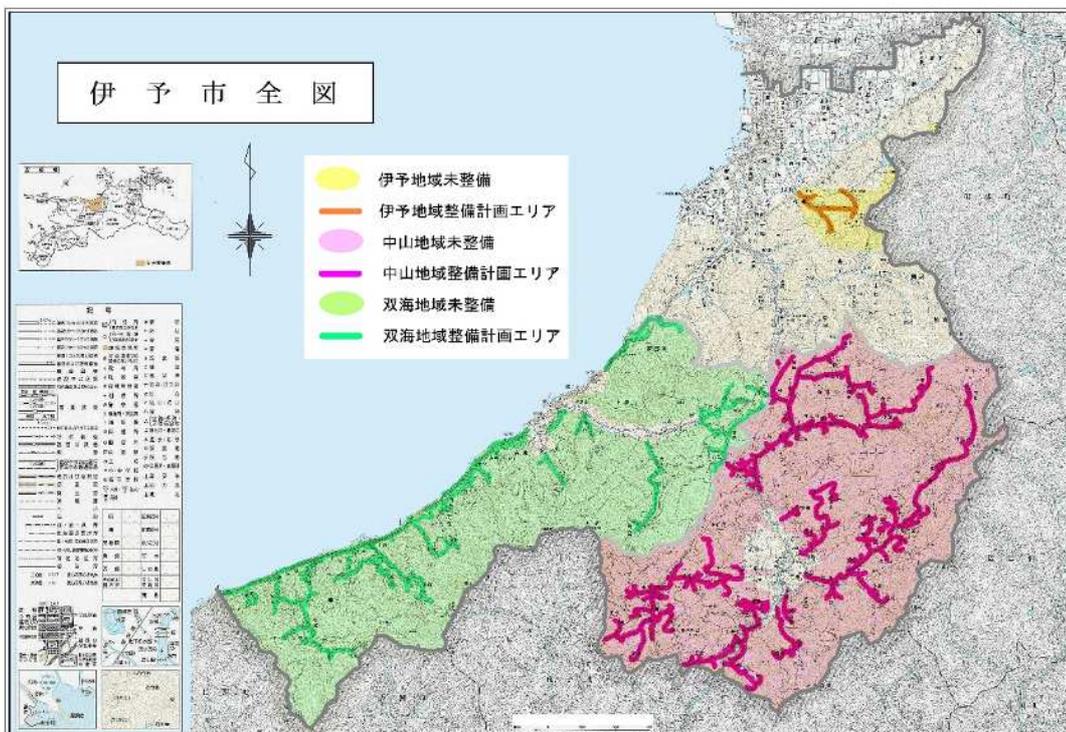
# 2 伊予市における情報通信基盤の現状

F T T H方式（光回線）での全国の整備状況は、世帯カバー率で99.1%（令和2年3月末現在、総務省発表資料）となっており、インターネットで提供されるサービスやコンテンツも、そのほとんどが超高速ブロードバンドを前提としたもので、伊予市での世帯カバー率は95.74%（令和2年3月末現在、総務省発表資料）である。

超高速ブロードバンド未整備・整備区域世帯数（令和3年5月31日現在、本市調査）

未整備区域	世帯	人口	整備区域	世帯	人口	参考	世帯数	人口
伊予地域合計	6	8	伊予市 全域	14,389	32,518	伊予市	16,125	36,227
双海地域合計	926	1,977						
中山地域合計	804	1,724						
合計	1,736	3,709						

超高速ブロードバンド未整備・整備区域図



### 3 事業の目的

情報社会の進展に伴い、超高速ブロードバンドインターネットサービス（以下「光ブロードバンドサービス」という。）は日常生活に欠かせない情報手段となっている。伊予地域の一部、中山地域及び双海地域の一部を除いた広範囲にわたる地域について、採算性の問題により、今後も電気通信事業者（以下「事業者」という。）の参入が期待できないサービス未提供地域が点在し、安全で安心な生活や経済産業活動に支障を来し、若者の流出や地域間格差が懸念されている。また、新型コロナウイルス感染症対策における「新しい生活様式」において、在宅学習・在宅勤務・オンラインでの事業等に対応していく上でも、できる限り早期に、市内ほとんどの地域で光ブロードバンドサービスに加入できる環境を整備することが重要であることから、伊予市超高速ブロードバンド整備計画に基づき、本事業を実施するものである。

### 4 事業概要

#### (1) 実施方針

民間事業者が、市内の光ブロードバンドサービス未提供地域を整備し、サービス提供を行う民設民営方式とする。

事業主体として参入する事業者をプロポーザル形式で選定するとともに、伊予市超高速ブロードバンド整備事業費補助金交付要綱を制定し、事業者がサービス提供に必要な整備費用の一定額を市が補助するものとする。

#### (2) 整備方針

- ① 情報通信基盤はF T T H方式とし、事業者が主体となって基盤整備に取り組むこととする。
- ② 整備対象地域は、主に別表1のとおりとし、原則工期を分けて整備を実施することとする。ただし、早期に事業が実施できる事情が出来た場合はこの限りではない。
- ③ 整備対象地域のうち、既にサービス提供を行っている地域についても、未整備区域がある場合は、整備対象とする。
- ④ 整備対象地域のうち、住居及び事業所が存在しない地域については、本市と協議の上、決定するものとする。

別表1

行政区	伊予地域（稲荷谷） 中山地域（上長沢、下長沢、長沢団地、泉町1～4、福元、高岡、柚之木、平村、添賀、重藤、永木、福住、梅原、豊岡1～2、東町、門前、坪井、小池、栃谷、日南登、漆、福岡、平沢、大矢、野中、影之浦、栗田2～3、榎峠、竹之内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪之内、村中、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、中山犬寄） 双海地域（高野川、小網、城ノ下、灘町1～5丁目、両谷、久保、三
-----	---

	島、大栄、奥大栄、岡、日尾野、粒野、東峰、高見、双海犬寄、唐崎、塩屋、本郷、本谷、石久保、閨住、富岡、日喰、上浜、下浜、奥西、奥東、池ノ久保、本村、松尾、富貴、満野空、満野浜)
--	--

(3) 提供サービス

光ブロードバンドサービス

(4) 整備後の運用方針

整備後にかかる運営費及び災害対策費を含む維持管理費並びに機器更新などの費用は事業者が負うものとし、本市は負担を一切負わないものとする。

(5) サービス提供範囲

別表1のとおりとする。

5 事業期間

伊予市超高速ブロードバンド整備事業費補助金（以下「補助金」という。）交付決定日以降、令和7年3月31日（予定）までに全ての整備対象地域にて光ブロードバンドサービスの提供を開始することとする。工期を分けて整備を実施する予定であるため、工期の工事完成エリアごとに提供を開始するものとする。

ただし、本件に係る市の予算が否決された場合は、延期又は中止するものとする。

なお、災害や国の補助金制度の動向等のやむを得ない事情に限り、期間を延長できる。また、早期にサービスの提供が可能となる事情が出来た場合は、双方の協議により事業期間の繰り上げをすることができる。

6 補助金

(1) 補助対象経費は、整備対象地域において、光ブロードバンドサービスを提供するために必要となる設備（通信施設内設備、伝送設備、光ファイバーケーブル設備）に要する経費、これらの設備の設置に係る附帯工事費及びその他諸経費（いずれの費用も消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 本事業における補助金の上限額は980,000,000円（税込）とする。

(3) 補助金の支払は、事業完了に基づき交付するものとする。また、工期を分けて実施する予定であることから、各工期の事業完了に基づき当該工期ごとに交付することができる。

(4) 補助金の手続は、伊予市超高速ブロードバンド整備事業費補助金交付要綱に基づき行うものとする。

7 光ブロードバンドサービス提供に係る要件

加入者に対し、次の利用環境を実現すること。

- (1) インターネットサービス（基本サービス）
  - ① 通信速度は、ベストエフォート型で通信速度最大概ね1 Gbps 以上のサービスを提供できること。
  - ② 企業誘致を考慮し、V P N (Virtual Private Network) サービスが提供できること。  
また、本サービスは、インターネットを介さないことが望ましい。
  - ③ 将来的な拡張及び IP アドレスの枯渇問題を考慮し、IP v 6 に対応できることが望ましい。
  - ④ インターネット利用者については、現在のプロバイダを引き続き利用できることが望ましい。
- (2) I P 電話サービス
  - ① 利用中の固定電話の番号が利用できる I P 電話サービスが提供できることが望ましい。
  - ② 電話に関する付加サービスについても、現在利用中の付加サービスを概ね利用可能であること。
  - ③ I P 電話サービスに加入した場合、利用中の固定電話契約が解約できること。
- (3) 映像サービス
  - ① ビデオオンデマンド（VOD）や映画、アニメ、音楽などの専門チャンネルの映像サービスが提供できること。
  - ② 地上デジタル放送再送信サービスが提供できることが望ましい。
  - ③ インターネット（基本サービス）とは別にオプション契約できること。
- (4) ネットワークの信頼性及び安全性
  - ① 外部からのコンピューターウィルスの侵入防止と感染時の駆除、スパイウェアやフィッシング詐欺対策に対応したセキュリティ機能を提供できること。
  - ② 災害発生時やトラフィックの集中によるサービスの中断が、極力発生しないような通信回線や通信装置の耐久性・冗長性を考慮した設計がなされていること。また、オンラインによる学習機会の増加等によるネットワークの混雑時においてもトラフィックを通過できるような設計とし一定以上の速度を確保すること。
- (5) 初期費用・保守・アフターサービス
  - ① 加入申込時に発生する工事費・手数料等の初期費用について、加入者もしくは事業者等の負担とし、本市に負担を求めないこと。
  - ② 故障受付については、24時間365日対応可能であること。
  - ③ 各サービスに関する問合せ等に対し、専用ヘルプデスクを設置し対応可能であること。
  - ④ 今回整備する設備は事業者が保有・運用するものとし、機器更新・増設等の費用についても事業者の負担とすること。
- (6) その他

- ① 本サービスは将来にわたり継続して提供することとし、利用者が事業者の需要予定数に満たない場合においても、事業者判断による本サービスの停止や本市への追加負担を要求しないこと。(保守・保全作業、新サービス移行に伴うサービス停止を除く。)
- ② 本事業にて整備した設備の最大収容数より多くの利用希望が発生した場合は、事業者負担にて設備を増設すること。
- ③ 本事業の整備終了時に即時サービス提供ができるよう、各地域への住民説明会を計画すること。原則工期終了ごとに住民説明会を実施し、それに要する費用は事業者が負担するものとする。
- ④ 今後の技術革新に伴う次世代通信等の新サービスについて、できる限り早いタイミングで事業者にて対応すること。併せて、本事業を手段とした将来の地域情報化に資する取組について提案すること。

## 8 関係法令等の適用、遵守

本事業は、電気通信事業法その他関係法令の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

## 9 その他

- (1) 各仕様の一部を満たさない場合であっても、それを上回る代替案を提案することにより、参入は認めるものとする。
- (2) 総務省の「高度無線環境整備推進事業」が継続される場合は、原則活用することを条件とする。また、その他本事業に活用できる制度が創出される場合等、本市にとって財政的に有利な整備方針について、双方協議をしながら決定していくものとする。

## 10 本事業に関する窓口

伊予市総務部総務課（担当：木下）

住所：〒799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

電話：089-909-6382

FAX：089-983-3681

E-Mail：soumu@city.iyo.lg.jp